

公共建築室の建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について 【暫定版】

本運用は、建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成 26 年 3 月 大阪府）（以下「運用マニュアル」という。）に定めるもののほか、公共建築室における必要な取り扱いを整理したものである。

第 1. 出来形確認の手順

(1) 下請契約書関係による確認

受注者からの請求は、運用マニュアル様式 1-1 に記載のとおり「受注者と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直し」が前提となるため、一次下請契約書、注文書及び請書（基本契約書を締結している場合は、これも含む。）の写しの提出を求め、その中に「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金額又は工事内容の変更」に関する事項の記載があるかを確認する。当該事項がない場合は、当該請負代金額の変更がされないものとして、すべて出来高として取り扱う。当該事項がある場合は、当該請負代金額の変更がされるものとして、出来形数量の確認を行う。

(2) 材料等の確認

材料等について、運用マニュアル P 6 「5. 出来形数量の確認（残工事量の算定）」に基づき、現場搬入材料として認定したもののほか、工場で製作しているもの、保管しているもの（工場やストックヤードなど現場以外で保管しているものを含む。）は、出来形数量として取り扱うものとする。材料等の数量、在庫及び製作状況の確認においては、受注者に納品書、出荷証、ミルシート、契約書の写し等の根拠資料の提出を求める。

(3) 現場での出来形確認

工事目的物の物理的な出来形確認は、現場において確認を行うことを基本とする。

第 2. 運用マニュアルの補足事項

P 2

・基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から 14 日以内の範囲で定める。

【補足】

「基準日」は、スライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日であるため、現場での出来形確認を実施する日を基本として定める。

P3

- ・スライド協議の請求時の添付資料について

スライド協議の請求後、速やかに工事の出来形数量が確認できるよう、スライド協議の請求にあたっては、必要な確認資料の添付を求めるものとする。

P14

様式1-1（受注者からの請求） 7. 根拠資料 別添のとおり

【補足】

P3「必要な確認資料」及びP14「7. 根拠資料」は、本運用の様式4「概算スライド額調書」及び様式5「出来高数量調書（受注者用）」をとし、請求時に添付すること。

P7

※ 営繕工事においては、「工事出来高内訳書」とあるのは「出来高数量を確認して作成した数量調書」と読み替える。

【補足】

「出来高数量を確認して作成した数量調書」とは、本運用の様式5「出来高数量調書（受注者用）」とする。

第3. 適用日

この運用は、平成26年4月1日より適用する。

この運用は、令和8年3月1日より適用する。

参 考

インフレスライドの手続フロー

～請求から契約変更手続までの基本的な流れ～

